

業務速報

特別加算とは「抜てき」!

3月18日、本部は第4回団体交渉を開催し「2009年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求の申し入れ」について回答を受けました。既に、東海労ニュースで報告をしましたが、回答の「3. 諸手当等の改訂」については、旧賃金制度における「抜てき」のことで、賃上げ交渉とはまったく関係ないものです。

3. 諸手当等の改訂 (会社の回答)

定期昇給における特別加算について、次の各号に定める額に標準乗数を乗じて得た額以内の額を加算することとする。

(1) 現等級経過年数が6年以内の場合・・・1, 200円

(2) 現等級経過年数が7年以上の場合・・・600円

昇給に関わる規則の改正が、なぜ諸手当等の改訂なのか?

就業規則の賃金規程23条における特別加算の額を改訂するというものです。特別加算とは基本給に属する昇給に関わる規程であり、諸手当等には該当しません。

(特別加算)

第23条 定期昇給所要期間内において、勤務成績が特に優秀な社員については前条に規定する定期昇給額のほかに、前条第3項に基づく基準昇給額に基準乗数を乗じて得た額以内の額を特別加算として加算することがある。

定期昇給額より特別加算額(抜てき)が多くなる!

特別加算額を基準乗数を4として改訂前後で比較すると以下になります。

現等級経過年数	基準昇給額	定期昇給額	改訂前	改訂後
1年	1,200円	4,800円	4,800円以内	4,800円以内
2年	1,200円	4,800円	4,800円以内	4,800円以内
3年	1,200円	4,800円	4,800円以内	4,800円以内
4年	1,000円	4,000円	4,000円以内	4,800円以内
5年	800円	3,200円	3,200円以内	4,800円以内
6年	600円	2,400円	2,400円以内	4,800円以内
7年	500円	2,000円	2,000円以内	2,400円以内
8年	400円	1,600円	1,600円以内	2,400円以内
9年	300円	1,200円	1,200円以内	2,400円以内
10年	200円	800円	800円以内	2,400円以内
11年以降	100円	400円	400円以内	2,400円以内

新たな人事・賃金制度の導入から4年目となる来年度から基準昇給額が低減します。つまり現等級経過年数が4年となることから、基準昇給額が1,000円になる社員が現われます。現行(改訂前)の賃金規程ではいわゆる「抜てき」であるところの特別加算額が定期昇給額を超えることはありませんでした。しかし、改訂後には基準昇給額が1,000円の社員は定期昇給額が4,000円であるのに対して、特別加算額が最大で4,800円というケースが発生することになります。

以 上